



平成19年3月期 個別中間財務諸表の概要

平成 18年 11月 24日

上場会社名 株式会社 紀陽ホールディングス
(株式会社 紀陽銀行分)

コード番号 8415
(URL <http://www.kyfg.com/>)

上場取引所 東証・大証
本社所在都道府県 和歌山県

代表者 取締役社長 片山 博臣
問合せ先責任者 グループ企画部長 米坂 享

TEL (073) 426 - 7133

平成18年9月中間期の業績 (平成18年4月1日～平成18年9月30日)

(1) 経営成績

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

	経常収益	経常利益
18年9月中間期	31,780 ^{百万円} (7.3%)	5,567 ^{百万円} (11.5%)
17年9月中間期	29,629 (15.1)	4,992 (198.8)
18年3月期	68,662	1,873

	中間(当期)純利益	1株当たり 中間(当期)純利益
18年9月中間期	5,756 ^{百万円} (122.8%)	10 ^円 7 ^銭
17年9月中間期	2,584 (20.8)	5 94
18年3月期	5,130	10 62

(注) 期中平均株式数 18年9月中間期 普通株式 571,402,717株 第2回優先株式 8,000,000株
17年9月中間期 普通株式 435,243,326株 第1回優先株式 39,988,000株
18年3月期 普通株式 483,033,422株 第1回優先株式 25,931,000株 第2回優先株式 43,835株
会計処理の方法の変更 無
経常収益、経常利益、中間(当期)純利益におけるパーセント表示は、対前年中間期増減率。

(2) 財政状態

	総資産	純資産
18年9月中間期	2,849,348 ^{百万円}	86,499 ^{百万円}
17年9月中間期	2,813,404	88,471
18年3月期	2,847,703	91,401

	自己資本比率(注2)	1株当たり純資産	単体自己資本比率 (国内基準)(注3)
18年9月中間期	3.0%	137 ^円 38 ^銭	8.66%
17年9月中間期	3.1	139 58	9.03
18年3月期	3.2	145 96	8.59

(注1) 期末発行済株式数 18年9月中間期 普通株式 571,402,717株 第2回優先株式 8,000,000株
17年9月中間期 普通株式 439,255,989株 第1回優先株式 38,799,000株
18年3月期 普通株式 571,402,717株 第2回優先株式 8,000,000株
期末自己株式数 18年9月中間期 — 17年9月中間期 575,713株 18年3月期 —
(注2) 「自己資本比率」は、中間期末純資産の部合計を中間期末資産の部合計で除して算出しております。
(注3) 「単体自己資本比率(国内基準)」は、「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号)」に基づき算出しております。

中間貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当中間会計期間末(A) (平成18年9月30日)	前中間会計期間末(B) (平成17年9月30日)	比較(A - B)	前事業年度の 要約貸借対照表(C) (平成18年3月31日)	比較(A - C)
(資産の部)					
現金預け金	46,065	51,774	5,709	107,653	61,588
コール口	50,715	60,453	9,738	60,411	9,696
買現先勘定	-	-	-	19,999	19,999
債券貸借取引支払保証金	40,784	40,421	363	10,006	30,778
買入金銭債権	8,379	8,270	109	9,226	847
商品有価証券	1,509	3,176	1,667	1,326	183
有価証券	830,041	796,968	33,073	770,898	59,143
貸出金	1,787,795	1,754,340	33,455	1,783,131	4,664
外国為替	1,899	1,793	106	2,007	108
その他資産	14,581	15,624	1,043	12,753	1,828
不動産	-	37,347	-	35,865	-
有形固定資産	32,841	-	-	-	-
無形固定資産	1,199	-	-	-	-
繰延税金資産	29,421	30,786	1,365	30,523	1,102
支払承諾	41,387	44,485	3,098	41,715	328
貸倒引当金	37,274	32,038	5,236	37,816	542
資産の部合計	2,849,348	2,813,404	35,944	2,847,703	1,645
(負債の部)					
預渡性預金	2,573,946	2,587,347	13,401	2,582,889	8,943
譲渡性預金	24,220	600	23,620	3,000	21,220
債券貸借取引受入担保金	49,819	40,158	9,661	74,229	24,410
借入金	19,578	21,107	1,529	22,525	2,947
外国為替	11	32	21	28	17
社債	13,000	13,000	-	13,000	-
その他負債	36,988	17,014	19,974	14,382	22,606
退職給付引当金	3,897	1,188	2,709	4,530	633
支払承諾	41,387	44,485	3,098	41,715	328
負債の部合計	2,762,848	2,724,932	37,916	2,756,301	6,547
(資本の部)					
資本金	-	60,346	-	64,346	-
資本剰余金	-	2,509	-	6,509	-
資本準備金	-	2,509	-	6,509	-
利益剰余金	-	14,557	-	17,103	-
利益準備金	-	679	-	679	-
中間(当期)未処分利益	-	13,877	-	16,424	-
その他有価証券評価差額金	-	11,181	-	3,441	-
自己株式	-	123	-	-	-
資本の部合計	-	88,471	-	91,401	-
負債及び資本の部合計	-	2,813,404	-	2,847,703	-
(純資産の部)					
資本金	64,346	-	-	-	-
資本剰余金	6,509	-	-	-	-
資本準備金	6,509	-	-	-	-
利益剰余金	14,860	-	-	-	-
利益準備金	2,279	-	-	-	-
その他利益剰余金	12,581	-	-	-	-
繰越利益剰余金	12,581	-	-	-	-
株主資本合計	85,716	-	-	-	-
その他有価証券評価差額金	789	-	-	-	-
繰延ヘッジ損益	6	-	-	-	-
評価・換算差額等合計	782	-	-	-	-
純資産の部合計	86,499	-	-	-	-
負債及び純資産の部合計	2,849,348	-	-	-	-

中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当中間会計期間(A) (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	前中間会計期間(B) (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	比較(A - B)	前事業年度の 要約損益計算書 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)
経常収益	31,780	29,629	2,151	68,662
資金運用収益	24,711	23,320	1,391	48,594
(うち貸出金利息)	(18,321)	(18,573)	(252)	(36,905)
(うち有価証券利息配当金)	(6,103)	(4,581)	(1,522)	(11,353)
役務取引等収益	5,098	4,522	576	9,096
その他業務収益	1,056	1,186	130	2,259
その他経常収益	913	600	313	8,711
経常費用	26,212	24,637	1,575	66,788
資金調達費用	2,758	1,959	799	4,137
(うち預金利息)	(929)	(567)	(362)	(1,153)
役務取引等費用	1,831	1,729	102	3,524
その他業務費用	2,178	713	1,465	1,855
営業経費	15,867	16,757	890	32,630
その他経常費用	3,576	3,476	100	24,641
経常利益	5,567	4,992	575	1,873
特別利益	1,415	464	951	10,277
特別損失	137	334	197	600
税引前中間(当期)純利益	6,845	5,122	1,723	11,550
法人税、住民税及び事業税	17	108	91	70
法人税等調整額	1,106	2,647	1,541	6,490
中間(当期)純利益	5,756	2,584	3,172	5,130
前期繰越利益	-	11,293	-	11,293
中間(当期)未処分利益	-	13,877	-	16,424

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

当中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1)有形固定資産
有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物：6年～50年
動産：5年～20年
 - (2)無形固定資産
無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
5. 引当金の計上基準
 - (1)貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は102,188百万円であります。
 - (2)退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理しております。
数理計算上の差異の費用処理年数については、従業員の平均残存勤務期間が短縮したことに伴い見直しを行った結果、当中間会計期間より、11年から10年へ変更しております。なお、この変更による損益への影響は軽微であります。
6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建て資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理により行っております。
8. ヘッジ会計の方法
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジにより行っております。
ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
9. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式により行っております。
ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

当中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準）

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）を当中間会計期間から適用しております。

当中間会計期間末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、86,506百万円であります。

なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。

表示方法の変更

当中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から下記のとおり表示を変更しております。

- (1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。
- (2) 純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
- (3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。
- (4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末（平成18年9月30日）

1. 関係会社の株式総額 14,014百万円
2. 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券 40,500百万円については、当中間会計期間末には当該処分をせず所有しております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は 5,187百万円、延滞債権額は 99,338百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 651百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 18,639百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 123,817百万円であります。
なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、39,939百万円であります。
8. 担保に供している資産及び担保資産に対応する債務は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 111,216百万円
担保資産に対応する債務
預金 2,725百万円
債券貸借取引受入担保金 49,819百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 76,531百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金等は 1,655百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、291,529百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が284,761百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
10. 有形固定資産の減価償却累計額 33,655百万円
 11. 有形固定資産の圧縮記帳額 4,269百万円
 （当中間会計期間圧縮記帳額 - 百万円）
 12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 19,000百万円が含まれております。
 13. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。
- | | |
|-------|--------|
| 建物・動産 | 839百万円 |
| その他 | 151百万円 |
2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額 1,794百万円、貸出金償却 993百万円、株式等償却 624百万円及び貸出債権売却損 11百万円を含んでおります。
3. 特別利益は、償却債権取立益であります。

（重要な後発事象）

当中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

1. 当行は、平成18年6月29日に開催された第196期定時株主総会及び各種類株主総会で承認された合併契約書に基づき、同年10月10日をもって株式会社和歌山銀行と合併し、株式会社和歌山銀行の資産、負債及びその他権利義務の一切並びに従業員を引き継ぎました。
2. 当行は、平成18年10月27日開催の取締役会において、以下のとおり優先株式の発行につき決議し、平成18年11月13日に払込が完了いたしました。
- | | | |
|-------------------|---|--------------------|
| (1) 募集株式の種類 | 株式会社紀陽銀行第二種優先株式 | |
| (2) 募集株式の数 | 31,500,000株 | |
| (3) 払込金額 | 1株につき1,000円 | 総額 31,500,000,000円 |
| (4) 増加する資本金の額 | 1株につき 500円 | 総額 15,750,000,000円 |
| (5) 増加する資本準備金の額 | 1株につき 500円 | 総額 15,750,000,000円 |
| (6) 発行方法 | 第三者割当の方法により、株式会社紀陽ホールディングスに本優先株式の全株式を割り当てる。 | |
| (7) 申込期日 | 平成18年11月13日 | |
| (8) 払込期日（新規発行年月日） | 平成18年11月13日 | |